

「次世代林業システム・平成 25 年度重点政策提言(案)」
～ 「林業復活」の実現に向けて ～

平成 25 年 6 月●日

(一社)日本プロジェクト産業協議会
森林再生事業化委員会

「次世代林業システム・平成 25 年度重点政策提言(案)」

～ 「林業復活」の実現に向けて ～

(一社)日本プロジェクト産業協議会

会長 三村 明夫

森林再生事業化委員会

委員長 米田 雅子

日本プロジェクト産業協議会(JAPIC)は、日本創生委員会とともに、本年 2 月に「日本経済再生に資する「林業復活」についての提言」を発表いたしました。

また、JAPIC / 森林再生事業化委員会は、産業界の力を結集し、「次世代林業システム」の実現に向けた諸活動を精力的に実施してきました。

この度、平成 25 年度の重点政策として、上記提言の実現と次世代林業システムの確立に向けて、次の 3 項目を提言いたします。

1 国産材需要の拡大

- ① 国産材マークの創設と普及啓発
- ② 木材利用ポイントの拡充
- ③ 国産材(素材・製品)の輸出の拡大
- ④ 公共建築物等における内装木質化の推進
- ⑤ 国産材合板の需要拡大
- ⑥ 木質バイオマス利用に関わる規制緩和
- ⑦ 未利用材・大径材等の利用促進に向けた技術開発

2 木材の安定供給体制の確立

- ① 山林境界情報の早急な整備
- ② 異種の道ネットワークの推進
- ③ 壊れにくい路網整備と搬出間伐等の推進
- ④ 林業機械の安全使用に向けた体制の整備

3 東北復興、東北の次世代林業システム

- ① 東北復興に向けた森林資源の活用(災害公営住宅への地域材活用等)

1 国産材需要の拡大

① 国産材マークの創設と普及啓発



- ・「国産材マーク」を表示し、国産材の利用拡大を図る。
- ・「国産材マーク」の使用を通じて、消費者に国産材製品の選択を促し、我が国の森林再生に資する。

併せて、国民に広く国産材利用の意義・重要性を普及啓発することが重要。

例えば、「木」が持つ環境性能や国土保全機能、材としての性能、人間への好影響等。



CO2吸収
土砂災害防止
生物多様性
水源涵養



強度
耐久性
耐火性
湿度調整



柔らかさ
癒し
健康

さらに、未来を担う子ども達へ森林・木の大切さを伝承していくために、小学校の教科書や環境教育活動を通じた「教育活動」も重要。

1 国産材需要の拡大

② 木材利用ポイントの拡充

③ 国産材（素材・製品）の輸出の拡大

木材利用ポイント

平成24年度補正予算の
完全消化



平成26年4月以降も、構造材以外の部分の使用材積が上がるような工夫など、木材利用ポイント制度の改善、継続を図り、住宅分野における更なる国産材利用を増大させる

国産材自給率50%の実現

国際情勢、国産材の競争力の高まり

最近の国産材輸出の実態

m3

年度	2012	2011	2010	2009	2008
素材輸出	111,791	98,668	63,725	35,473	46,866
製材輸出	48,452	52,857	54,626	37,280	39,277



- ・相手国での用途の開発
（ハード、ソフト両面での戦略づくり）
- ・輸出先での用途に合わせた規格、法的規制等の整備

販売チャンネルを増やす

輸出という需要分野の拡大により

- ・国内マーケットでの競争力強化
- ・安定的な素材生産の確保



1 国産材需要の拡大

④ 公共建築物等における内装木質化の推進

1. 理想像

- (1) 木材をふんだんに使った内装
- (2) 躯体も含めた木造化で木材使用量が10倍

2. 課題

- (1) 法律により一般的な設計方法では内装木質化が制限
- (2) 耐火集成材による構造躯体は、現状の木材価格の場合RC造等より数割のコスト増

3. 推進方策案

- (1) 避難安全検証の活用による内装木質化促進
 - ・一定以上の内装を木質化する先端的木質化建築に対して、設計費に避難安全検証の計上(公共事業)または検証費用の助成(民間)
 - ・避難安全検証に代わる各種実験を通じた、学校、医療施設等の規制緩和
- (2) 耐火集成材等による木質構造建築の導入促進
 - ・一定以上の木材利用率となる先端的木造建築に対して、RC造等との差額の一部を助成



耐火集成材の採用と避難安全検証により最大限木材を活用した事例
(大阪木材仲買会館)

1 国産材需要の拡大

⑤ 国産材合板の需要拡大

(1) 型枠用合板

これまでの主流であった南洋材合板に替わり環境に配慮した国産材を活用したコンクリート型枠用合板の需要拡大が重要。

公営住宅建設(8階建て)



治山ダム工事



- ・工事発注仕様書等に「国産材型枠用合板を使用すること」と明記すること、
- ・グリーン購入法に基づく特定調達物品に指定すること
が重要

(2) 選挙用ポスター掲示板



◎環境にやさしく、リサイクルが可能
(6mm,12mm厚の国産材合板)

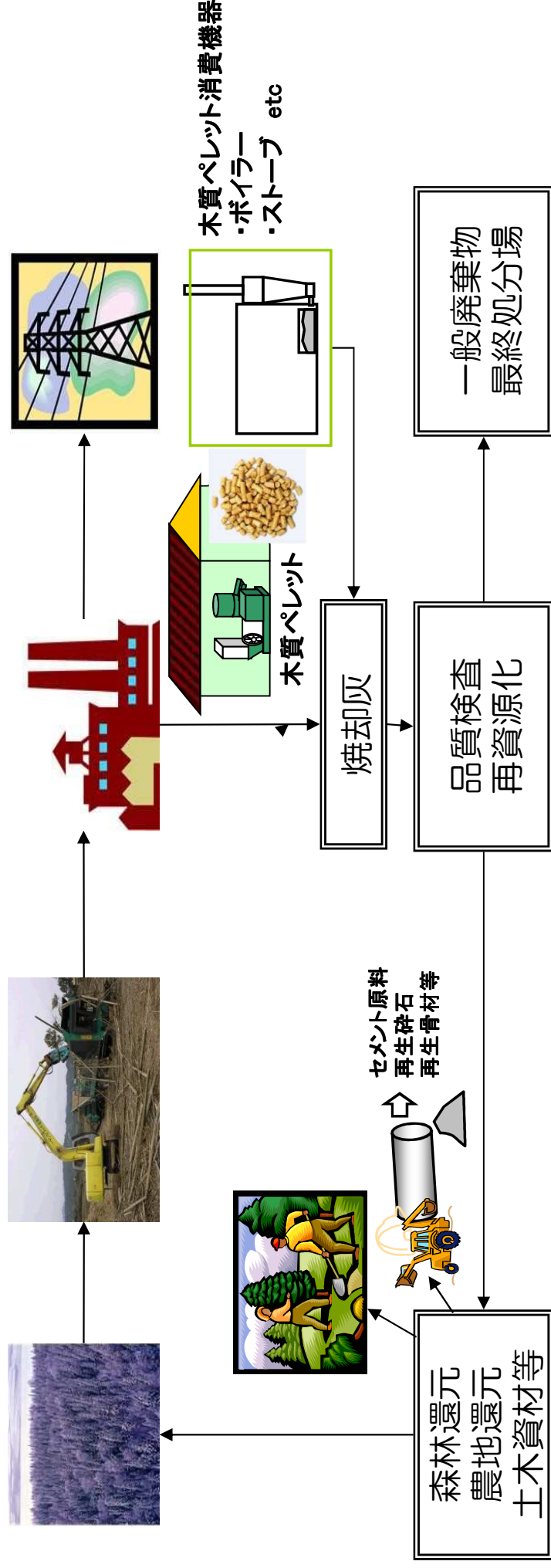
(3) 土木用敷板



◎性能・コストともに実用性が確認されている。
(24mm,28mm厚の国産材合板)

1 国産材需要の拡大

⑥ 木質バイオマス利用に関わる規制緩和



- ・現状把握(原料性状、焼却灰性状、焼却灰処分・再利用状況)
- ・原料(木質バイオマス)の区分(発生源・成分・性状明確化等)

1. 焼却灰の森林還元、再利用化、再資源化に関わる用途開発、技術開発
2. 焼却灰の有効利用に関わる規制緩和(廃棄物処理法、肥料法など)
3. 焼却灰の森林還元に関わるインフラ整備(森林・農地)
4. 家庭用ペレットストーブなどの焼却灰の一般廃棄物化

1 国産材需要の拡大

⑦ 未利用材・大径材等の利用促進に向けた技術開発

- 未利用材の有効利用製造ラインの技術開発
(CLT、幅ハギボード、内層特殊構成集成材等)
- 大径木の加工ラインの技術開発



「技術開発への支援・官民連携による技術開発の加速化」が必要

「森林整備加速化・林業再生基金事業」の延長が必要

内層特殊構成集成材



} 間伐材利用
小径木利用

幅ハギボード



2 木材の安定供給体制の確立

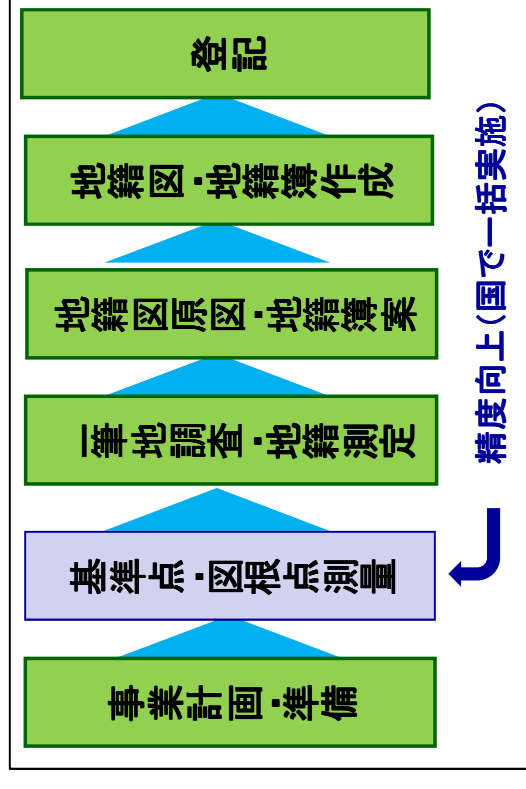
① 山林境界情報の早急な整備

(1)「森林境界の明確化事業」を補完、「地籍調査」と同等に実施

- ・「森林境界の明確化」の精度を向上させることにより、「地籍調査」の成果として扱うことができるようにする。

- 基準点、図根点等の測量を国で一括実施
- 基準点、図根点に基づき森林境界の明確化を実施
- 土地所有者等の境界確認(現地立会)を地籍調査と

同等な方法で実施



(2)全国における土地境界情報の早急な整備(デジタル平成の検地の推進)

- ・将来の地籍調査に備えて、現存の公図情報や最先端の

測量技術を活用して土地境界情報を集約、整理する。

- 主要な筆界点情報の取得(現地杭の設置、位置情報の把握)
- 公図等と航空写真撮影、航空レーザー測量等のデータを統合
- 3次元地形や土地境界情報を整備
- 市町村、森林組合等での境界情報の管理



目印となる木

3次元表示

2 木材の安定供給体制の確立

② 異種の道ネットワークの推進

(1) 目的

- ・防災・命の道
- ・国土保全、環境保全
- ・森林の整備（森林・林業の再生）

(2) 施策

「異種の道ネットワークの形成」

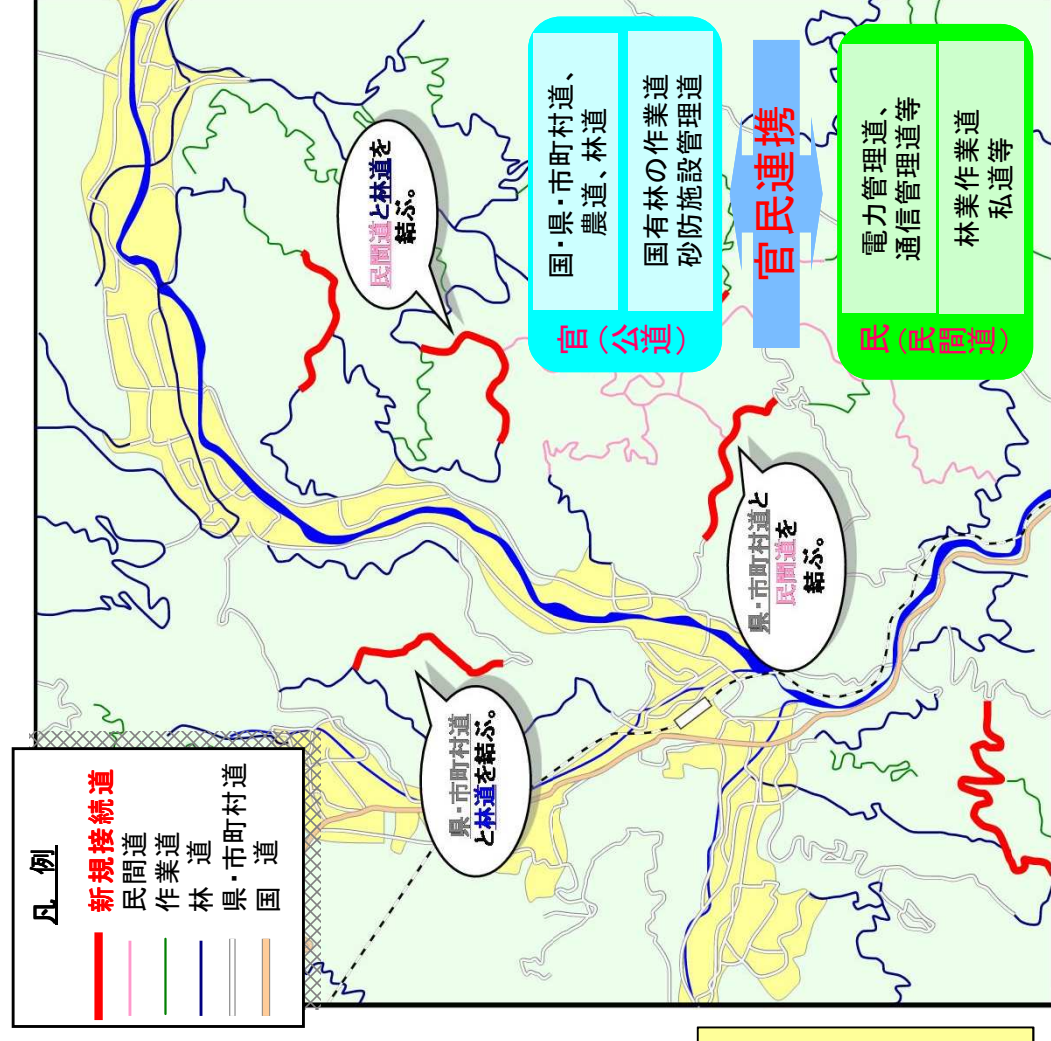
※異種の道：公道（国道、地方道、農道、林道等）
民道（電力管理道、通信管理道、林業路網等）
国有林林道、砂防施設管理道、等

津波や土砂災害による孤立予想集落の「命の道」を確保するため、公道と民道など異種の道をつなぎ、最少のコストでネットワーク化する。

南海トラフ地震対策等のためのパイロット調査

- 異種の道・現状調査
（地図収集、航空写真撮影、現地調査）
- GISによる道路情報の共有（可視化）

最少コストでネットワークを構築



2 木材の安定供給体制の確立

③ 壊れにくい路網整備と搬出間伐等の推進

山間地域における壊れにくい道の新技術開発

鉄鋼スラグ活用による簡易舗装の施工例



水分付与後
ローラーで転圧



徐々に表面が固硬化する

セメント系舗装工



生コン舗装



簡易転圧コンクリート



ブロック舗装

簡易構造物



鋼製し型煉瓦

基幹作業道の整備促進 のための支援

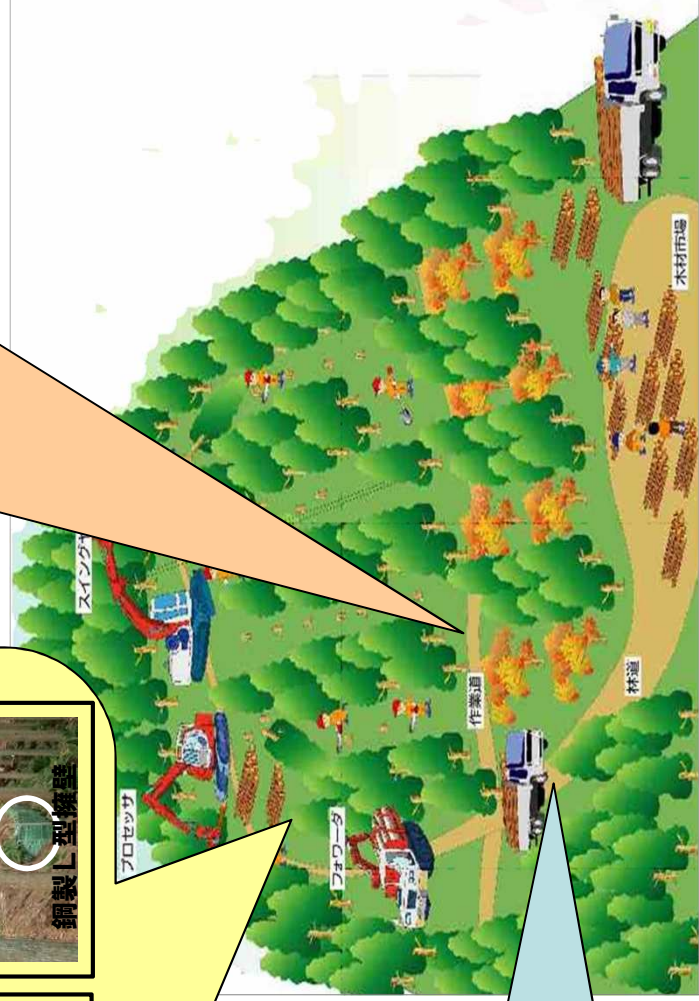


地域の実態に応じた規格・構造の作業道整備を支援

搬出間伐等の推進



施業地の集約化、機械化の促進等による効率的な間伐の推進



2 木材の安定供給体制の確立

④ 林業機械の安全使用に向けた体制の整備

安全・安心向上による雇用機会の拡大

労働災害の推移

区分	平成21年	平成22年	平成23年
全産業	105,718	107,759	111,349
死傷災害	2,128	2,149	2,010
割合	2.0%	2.0%	1.8%

資料：厚生労働省「労働保険給付データ」

単位：人

区分	平成21年	平成22年	平成23年
全産業	2.0	2.1	2.1
林業	30	28.6	27.7
林業／全産業	15	13.6	13.19

単位：%

林業における災害は全産業の2%前後を推移しており、非常に少なく感じる

資料：厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」及び「労災保険給付データ」
全産業の約13倍以上の災害事故が発生をしている現状

林業の再生

収益の拡大

低コスト化

機械化推進

安心・安全

担い手育成

ここ数年の急激な機械化をより、安全・安心して働ける場所を提供するためのシステム創りが必要

林業機械オペレーターの資格制度の確立

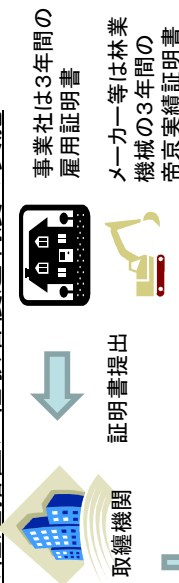
平成25年度より、労働安全衛生法規則の改正

全林業従事者が特別講習受講講が義務化

一時的に従事者及び高齢者の退職の発生

経過措置が必要

＜経過措置＞経験者優遇制度の実施



講習免除証の交付

オペレーター教育施設・教育者の育成

平成25年度より、労働安全衛生法規則の改正

林業オペレーター教習所の不足ならびに指導者の不足

一時的に従事者の特別講習機会の減少



- ①現場に即した場所での特別講習の実施場所の確保
- ②現場を理解した指導員の育成
- ③各地で定期的に行われるための組織づくり

国の指導ならびに助成が必要

林業機械の点検制度の確立

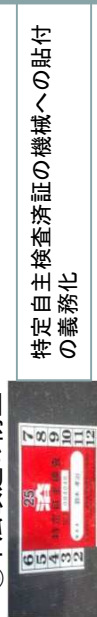
平成25年度より、労働安全衛生法規則の改正

林業機械の提供者側の安全意識改革

高性能林業機械は建設機械の延長ではない

＜機械提供者（メーカー・販売・レンタル会社）の義務＞

- ①労働安全衛生法規則に則った月例点検の義務化
- ②特定自主検査（年次点検）の義務化
- ③不法改造の防止



特定自主検査済証の機械への貼付の義務化

フロントガード・ヘッドガード
ウエイト・アーム補強等
高性能林業機械仕様のp
確実な提供の義務化

3 東北復興、東北の次世代林業システム

① 東北復興に向けた森林資源の活用（災害公営住宅への地域材活用等）

